

されたのを目撃して激昂したが、軍紀を維持した。

(六)抵抗せずに投降した者は虐待されることなく、現に旅順陥落時に捕虜となつた三百五十五人の清国人は日本側の厚遇を受け、東京に護送中である。

更に旅順攻略後、同地行政庁の行政官になつた鄭永昌の報告書によれば、日本軍の花園口上陸(十月二十四日)を聞くや、旅順道台(市長)は忽ち恐怖の念を起し、ひそかに家族と共に芝罘へ退去したため、人心は大いに乱れ、市民はみな財産家族を取りまどめて陸統芝罘へ遁れ、又は近村に移転する者数を知らず、とある。更に「支那兵が旅順に駐屯するや、擡に民家に乱入し、家具を破壊し、財産を掠奪せしもの少なからず、故に日本軍の進撃せし時は旅順市街すでに空虚なり云々」と、旅順攻略前後の状況を述べてゐる。一体、どこから六万人あるいは二万人といつた数字が出てくるのであらうか。

市街に残留して我軍に抵抗した一部の非戦闘者に犠牲者が出たことは、事実であらう。だがそれは「戦闘による落命」即ち「戦死」であつて「虐殺」されたのとは違ふ。虐殺とは文字通り「残酷な殺害」、或は精々「理由なき大量殺害」の意味である。それ故にこそ、敵の非戦闘者に犠牲の出たことを遺憾とした有賀博士も、前出「日清戦役国際法論」の中でこの事件を「虐殺」事件とは書いてゐないのだ。要するに旅順に於て戦闘が行なはれ、戦死者は出たが、「虐殺」はなかつたのである。

なほこれに関連して付言すべきは、十年後の日露戦争に於て、我国は敵の非戦闘員に再び犠牲を出すことなきやう配慮した一事である。即ち明治三十七年八月、我が第三軍は旅順市街を去る一、二里の所まで進み、敵を完全に基本防禦線内に包囲したが、この時明治天皇は、要塞内の敵の非戦闘員に兵火の惨害を免れさせたいとの御意向を乃木軍司令官にお伝へになつた。そこで乃木大將は八月十六日、山岡熊治砲兵少佐を軍使として旅順の敵軍に遣はし、連合艦隊司令長官・東郷平八郎大將と連署の書面を敵の司令官ステッセルに送つて聖旨を伝へ、かつ開城を勧告した。だが翌日敵が軍使を通じて我が勧告を拒絶してきたため、我軍は旅順総攻撃に踏切つたのである。

我国は我国なりに旅順口事件を遺憾とし、その再発を未然に防ぐべく、日露戦争ではこれだけの誠意と配慮を尽したのであり、これこそ我国の公正誠実の一つの証しとして歴史に留めて然るべきではなからうか。

### 第三節 下関条約と三国干渉

#### 夷を以て夷を制す

世界の予想を裏切つて我国は清に圧勝した。既述の如く、陸海両面で連戦連勝、騎虎の勢ひの赴くところ北京を衝かんとする迄に至つた。清国陸軍は平壤で、北洋艦隊は黄海海戦で潰滅し、敗色明らかとなつた清は遂に講和を申込んできた。講和談判は下関の春帆楼で、我国全権・伊藤博文及び陸奥宗光、清国全権・李鴻章、李経方父子の間で行なはれ、明治二十八年(一八九五年)四月十七日に調印された。

一、清国は朝鮮国が完全無欠の独立自主の国であることを承認する。

二、清国は遼東半島、台湾全島及び澎湖列島を永遠に日本に割与する。

三、清国は軍費賠償金二億両(邦貨約三億円)を支払ふ。

四、日清間の一切の条約は交戦のため消滅したので新たに通商航海条約を結ぶ。

五、本条約批准後、直ちに俘虜を返還する。清国は送還された俘虜を虐待あるいは処刑せぬこと。

これが、日清講和条約(下関条約)の骨子だつた。だがこの直後に我国は青天の霹靂に見舞はれることになつた。条約に対する列国の干渉である。

中国の伝統的外交術策は以夷制夷（夷を以て夷を制す）の策と呼ばれる。第三国を利用して敵国を制し、或は自国の利を計ることだ。遠交近攻（遠きと交はりて近きを攻む）、借刀殺人（刀を借りて人を殺す）も同じこと、遠い第三者と交り、或はその力によつて敵を倒す意だ。この外交策略は古来支那特有のもので、現代でも使はれてゐる。民族の特性と結びついてゐるのだからうか。

日清戦争でもこの手が用ゐられた。即ち清はロシアの介入を密かに期待し、それによつて戦局を有利に運ばんとした。ロシアが干渉を利用して東三省（満洲）を要求するやうな事態にはなるまいと清は樂觀してゐたのだ。

ロシアは当初、日本の勝利を信じてゐなかつた。だが戦局が日本の庄勝裡に進展するや、事の重大さを認識するに至つた。ロシアは中でも、不凍港獲得のため、満鮮国境と遼東半島の領有を国家的野望としてゐたが故に、この野望を妨げる事態を放置する筈はなく、干渉の意思はここに発生した。

同時に、ロシアの干渉を容易にしたのは清国自身の政策だつた。

即ち、日清講和条約の調印成るや、清廷は轟々たる反対で沸き返つた。例えば、当時湖広総督（湖南・湖北両省を管轄する）の要職にあつた張之洞は「速かに英露独諸国に利益を与へて実力援助を乞ふべし。重酬（手厚い報酬）を与へ、決して惜しむべからず。英露独はいかなる報酬を与へても中国を距ること遠く、これを日患（日本による禍ひ）に比すれば甚軽なり」といふ驚くべき意見を上申してゐる。英露独に望むままの報酬を与へて、その援助で日本の講和条約を破棄すべしと云ふのであるから、日本を迫出すために狼を室に引入れるやうなもので、浅慮と云ふ他ない。だがこれが、李鴻章と共に清朝政治家の双璧と称された人物の対日講和反対論なのであつた。

### 東亞五十年の禍根——三國干渉

清の思惑通り干渉が行なはれた。条約調印の墨痕もまだ渴き切らぬ四月二十三日、露仏独三国は、我国が条約で

獲得した遼東半島を放棄せよと「勧告」してきたのだ。ロシア公使の勧告は「遼東半島を日本が所有することは清国の都を危うくするのみならず、朝鮮の独立を有名無実とするもので、右は極東永久の平和に障害を与へるものである」と述べ、日本に対する「誠実な友誼」から同半島の放棄を勧告するといふもので、仏独の勧告もほぼ同じ文面であつた。世にこれを三國干渉と呼ぶ。

三國干渉が行なはれるや、張之洞は再び講和条約の廢約を皇帝に上奏した。張の意見は真に驚倒すべき内容であつた。

曰く、「三國に援を乞ふならば空言を以てせず、必ず割地（領土割讓）と実利を以てすべし」と。更に「威海衛と旅順と台湾は倭（日本の蔑称）に与へるよりは露英に与ふべし」とし、「倭を脅かして条約を廢約にした暁には、露には新疆あるいは天山南路か北路の數城を与へ、英にはチベットを与へるべし」とまで進言した。

のみならず張は「露英いづれかの艦隊を以て横浜か長崎、あるいは直ちに広島（日清戦争中、大本營が置かれてゐた）を襲はんか、倭国は挙げて震駭すべし。故に露英一國の援助あらば中国は刀に血ぬらずして条約は自づから廢滅すべし」との強硬論を主張した（王芸生前掲書第三卷、古川暁村「近代支那外交秘録」）。正に「借刀殺人」「以夷制夷」を地で行かんとする策謀だつた。大政治家と謳はれた人物の建築であれば、清廷の意向にいかなる影響を及ぼしたかは推して知るべしである。

利益と領土まで与へて露英の力を借り、日本を滅せんと謀る支那大政治家の心事の陋劣さを思ふべし。東亞五十年の禍根、ここに胚胎するの感なきを得ないではないか。

干渉は武力の威圧の下に行なはれた。軍事的にも財政的にも三大強国を相手に新たな戦ひを起す余力なき日本は、涙を飲んで「勧告」を受諾、遼東半島を清国に還付した。ロシアは、我國の遼東半島放棄に満足の意を表し「世界の平和のため祝辭を述べると表明したが、日本の遼東半島放棄が平和を招来するにあらずして、次の戦争、ひいては東亞五十年の禍亂を生む端緒にならんとは、神のみぞ知ることであつた。

### 三国干渉をめぐる国論

三国干渉に当時の日本人はどう反応したか。北京進攻さへ望んだ我国世論が、屈辱の三国干渉に満足できる筈がない。ここに於て明治天皇は、激昂した世論が大局を誤ることなきやうにとの配慮から「遼東還付の詔勅」を渙発され、「深く時勢の大局に見、微を慎み漸を戒め、邦家の大計を誤ることなきを期せよ」と、国民に隠忍自重を諭されたのであつた。丁度五十年後に、昭和天皇が「終戦の詔勅」で「爾臣民ノ衷情モ朕善ク之ヲ知ル。然レトモ朕ハ時運ノ趨ク所堪ヘ難キヲ堪ヘ、忍ビ難キヲ忍ビ以テ万世ノ為ニ太平ヲ開カムト欲ス」と仰せられたのと合せ考へる時、自づから感慨深いものがあるのではないだらうか。

この詔勅は激発せんとする人心を鎮静化するのに甚大な効果があり、例へば大阪朝日新聞は「大御心の深きに對し奉り、ただ血涙あるのみ。読み終りて嗚咽言ふ所を知らず。帝国臣民たる者、宜しく沈重謹慎、以て他日の商定を待つべきのみ」と書いて国民の自重を促し、また福沢論吉は時事新報紙上で「世界の勢ひに於て今はただ無言にして堪忍するの外あるべからず」と論じて、所謂「ならぬ堪忍するが堪忍」を説いた。

自重論がある一方、遼東還付の屈辱と失錯について政府の責任を追及し、軍備拡張を要求する動きもあつた。衆議院議員の尾崎行雄や犬養毅らの対外強硬派は、遼東還付の翌六月、(一)日本の光榮を回復するため速かに軍備を拡張すること、(二)政府は遼東還付の責任を明らかにすること、(三)朝鮮に於ける日本の地位と勢力を維持すること、の三項目について臨時議會開催を要求する運動を起したが、忽ち「安寧秩序に害あり」として弾圧された。国力なきが故に干渉を甘受したのだといふ屈辱と反省は、自重論とは別に軍備の必要を国民に痛感させずにはおかなかつた。福沢が主筆として論陣を張る時事新報でさへ

「今日の無事は明日の安心を証するに足らず。無事平和の時に於ても軍備の不完全はいかにも危険の至りにして、

あたかも嚴冬まさに来たらんとして綿衣の未だ成らざるに同じく、甚だ心細き次第なり」

とて平和時に於ける軍備の必要を説き、軍備拡張案を議會に提出するのをためらふ政府を叱咤し、政府は直ちに軍艦建造に着手し、議會に対しては事後承諾を求めべしとまで論じて、軍備拡張の急務であることを主張した。

これが当時の日本をリードする論調だったのである。それ程に我国を取巻く国際環境は厳しく、軍備は国家民族が生存してゆく上で是非もないことであつた。タカ派もハト派もなかつたのだ。

越えて明治二十九年一月、遼東還付に関する内閣弾劾上奏案が衆議院に上程され、これは否決されたが、この時、弾劾上奏案提出者の一人であつた尾崎行雄は「万死を以てとり得た土地を還付し、いかなる戦功も外交官の失策によつて烏有に帰せしむる先例を作るに於ては、将来、忠勇義烈なる軍人といへども、誰かまた国難に殉ずるを喜ぶ者があらうか」と弁じた。

信じ難いことかも知れないが、これが後に「憲政の神様」と称された聖堂・尾崎行雄の主張だつた。以て三国干渉に対する国民感情を窺ふに足るであらう。軍備拡張を唱へたのは国民であり、議會政治家であり、言論人だつた、といふ事実をしつかり見つめるべきだ。ともあれ、他日の遼東奪還を心に深く誓ひつつ国力の充実に精勵する「臥薪嘗胆」の時期が始つたのである。

### 第四節 日清戦争と朝鮮